

介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らすために、要支援、要介護の認定を受けた方は、住宅改修費、福祉用具購入費の給付が受けられます。

介護保険制度での 住宅改修・福祉用具購入について

▶ 問い合わせ 健康福祉課介護保険係 ☎86-0213

住宅改修費の支給

▶ 転倒防止や移動、乗り移りをしやすくするために、小規模な住宅の改修工事をする場合に支給されます。

■ 該当する工事

- ① 廊下、トイレ、浴室などに手すりを取り付ける
- ② 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関など各部屋との段差の解消
- ③ 畳からフローリングなどへの変更、階段や通路の材質の変更
- ④ 開き戸から引き戸などの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ ①～⑤の改修にともなって必要となる工事

■ 支給上限額

・対象者1名につき工事費の上限額が20万円で、自己負担額の1割、または2割（所得が一定以上ある方）を引いた金額が支給されます。

■ 注意事項

・「工事を行う前」に必ず担当のケアマネジャーをとおして健康福祉課介護保険係に申請を行い、許可を得てください。

福祉用具購入費の支給

▶ 直接肌に触れる貸与出来ない特定福祉用具を購入した場合に適用されます。

■ 該当する用具

- ① ポータブルトイレや和式便座から腰掛式に交換する腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽すのこなどの入浴補助用具
- ④ 居室で入浴するための簡易浴槽
- ⑤ 貸与可能な移動用リフトの吊り具

■ 支給上限額

・1年間（4月から翌3月まで）に10万円を限度額として、購入金額の1割、または2割（所得が一定以上ある方）を引いた金額が支給されます。

■ 注意事項

・福祉用具販売事業所から購入した福祉用具のみが対象になります。
・「購入前」に担当ケアマネジャーに相談をして購入してください。



白鷹町認知症高齢者
見守りネットワーク

見守り
支え合い

お年寄りが地域で安心・安全に暮らせるよう応援します

認知症・介護に関するご相談は
地域包括支援センター Tel.86-0112

▼いつ 12月16日（水）
午後1時30分～3時
▼どこで 健康福祉センター
▼申込期限 12月15日（火）
■申し込み・問い合わせ
地域包括支援センター係
☎86-0112

認知症介護の経験者や介護中の方が集い、介護について話し合いをします。同じ体験をしている方の話を聞き、大変な介護体験やがんばっていることなどを共有しませんか。

「認知症の人と家族の会」